

# 政策保有株式に係るガイドライン

一般社団法人 日本損害保険協会

2024年9月

## 1. はじめに

政策保有株式は、顧客との長期的かつ安定的な保険取引関係の維持や強化を主たる目的として、各社保有を行ってきたものであるが、当該株式の保有割合が、少なからず保険引受シェアに影響を及ぼしており、公正な競争を阻害する要因であったことも事実である。

一般社団法人日本損害保険協会（以下、当協会という）としても、2023年12月に当協会の加盟会社が受けた行政処分を契機に、公正な競争環境を歪める真因の一つである政策保有株式の影響を完全に断つことを目指し、政策保有株式をゼロにすべく早期に残高を縮減していく必要があると考えている。

また、政策保有株式の残高の縮減にあたっては、単に政策保有株式を純投資に区分変更し、実質的に保有を継続することとなれば、純投資化を通じた保有競争の再発を招きかねず、公正な競争環境の実現に向けた抜本的な対処に至らないことも懸念される。

加えて、保険シェアを獲得することを意図した預金や融資等についても、保険市場において公正な競争を阻害する要因となり得るため、これらの行為も同様に適正化が必要である。

上記の観点を踏まえ、各社に対して、政策保有株式等に係る適切で規律ある行動を促すことを目的に、当協会が規定する「資産運用における指針」の下位規程として、「政策保有株式に係るガイドライン」（以下、本ガイドラインという）を定める。

## 2. 投資株式の区分

損害保険会社は、縮減を進める必要がある政策保有株式以外にも、保有目的の異なる投資株式を取得する場合がある。各社、これらの投資に取り組む際には、投資株式を保有目的に応じて適切に分類することが重要であり、例えば以下の投資区分が考えられる。

### <投資区分の例>

- 純投資株式 : 専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式
- 政策保有株式\* : 保険取引先との関係の維持・強化を目的として安定保有する株式
- 事業戦略に係る投資株式 : 資本・業務提携、投資先の技術・知見の獲得等を目的として保有する株式

\*保険代理店が発行する株式、及び保険取引先（保険代理店を含む）の親会社・子会社株式等を含む、保険市場において公正な競争を阻害する要因となり得る株式。

なお、各社は上記投資株式の他に、関係会社株式（子会社および関連会社への出資に伴い保有する株式）もあわせて保有している場合がある。

### 3. 政策保有株式等に係る基本的な考え方

- (1) 政策保有株式の新規の保有は行わない。
- (2) 現存する政策保有株式(非上場株式を含む)は、早期になくすべく残高縮減に努める。特に上場株式については、明確な期限を定めて保有をゼロにする方針を定める<sup>1</sup>。
- (3) 同様に公正な競争を阻害する要因となり得る、預金協力等その他の行為は行わない。
- (4) 投資株式を保有目的に応じた投資区分に適切に分類し、その開示にあたっては企業内容等の開示に関する内閣府令等に基づき、具体的かつ十分な説明を行う。
- (5) 保険取引先の株式を純投資株式として保有する際には、以下の点に留意する。なお、政策保有株式について、保有実態を変えずに純投資株式に区分変更する行為は行わない。

| 留意点               | 補足   |
|-------------------|--|
| ① 売買の随意性の確保       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 発行会社の意向により売買やその時期が制限されていない。</li> <li>• 政策保有株式から純投資株式への区分変更は、発行会社と、随意の売却について合意をしていない限り行わない。また、当該区分変更に係る適切性の確保に向けて、第三者から意見を取得することが考えられる。</li> </ul> |
| ② 資産運用部門による判断の独立性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資産運用部門による投資判断および議決権行使判断は、営業部門と個別銘柄に関する情報交換を行うことなく、人的・物理的に独立して行う。</li> </ul>   |
| ③ 適切な議決権行使        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資産運用部門においては、引き続き、議決権が空洞化することのないよう、投資先の企業価値向上に資する適切な議決権行使を行う。</li> <li>• 当協会が定める「議決権行使ガイドライン」も参考にする。</li> </ul>                                    |
| ④ 運用組織や人員の態勢整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 適切な投資判断、議決権行使および投資先との対話を行うために、必要な組織や人員体制を整備する。</li> <li>• 株式純投資の運営実態に応じて、必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置する。</li> </ul>                                    |
| ⑤ 運用プロセスの規律と実効性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運用戦略とリスク管理のもとでポートフォリオ運用を行い、運用プロセスの有効性を確保する。</li> <li>• その際、運用の実態が、収益目標を含む運用戦略や運用基準に合致しているかを、定期的に評価することが考えられる。</li> </ul>                          |

<sup>1</sup> 当協会の加盟会社のうち、非上場会社(保険持株傘下を除く)では、政策保有株式の持合い解消が同時に自社の資本政策に直結する場合があるため、損害保険業の公共性に鑑み、実施期限や方針の策定に際しては収益性や安全性、流動性など財務の健全性を考慮する。

|          |  |
|----------|--|
| ⑥ 積極的な開示 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 透明性を確保する観点から、本留意点について、積極的な開示を行う。</li> <li>• 政策保有株式から純投資株式に区分変更する際には、区分変更の理由、区分変更後の議決権行使基準、個別の議決権行使結果、相互持合いの状況等を開示することが考えられる。</li> </ul> |
|----------|--|

(6) 保険取引先の株式を事業戦略に係る投資株式として保有する際には、資本・業務提携等の保有目的を明確にしたうえで、適切に開示する。

#### 4. 留意点

本ガイドラインは法的拘束力を持つものではないが、公正な競争環境の実現に向けて、各社が原則として本ガイドラインに準拠して対応することが期待される。

#### 5. 改廃権限

本ガイドラインは、保険業法、金融商品取引法及びその他の関係法令等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し、充実を図ることとする。なお、改廃は財務委員会の決議によるものとする。

以上

2024年9月12日 制定